

補足説明資料

(地方行政のデジタル化関係)

- 平成11年の住基法改正による住基ネットの整備や平成16年のL G W A Nへの全市区町村接続完了など、情報システム間の必要な情報連携基盤など共通基盤や共通機能については、地方公共団体が共同して広域化や全国共通化を行ってきた。
- その後、平成25年にマイナンバー制度が導入され、番号制度における情報連携のための情報提供ネットワークシステムやマイナポータルなど、国が地方公共団体の事務処理を補完する観点から、国が共通基盤や共通機能を提供する取組みが見られてきた。
- 第32次地方制度調査会では、地方公共団体が人口減少社会において持続可能なサービスを提供するため、地方公共団体に共通する一定の事務に対して情報システムの標準化を進める法制が提言され、制度化されるとともに、20業務について令和7年度末までに標準準拠システムへ移行できるよう取組が進められている。

主な共通基盤・共通機能の経緯

平成11（1999）年8月 住民基本台帳法改正

平成14（2002）年8月 住民基本台帳ネットワークシステム稼働

平成16（2004）年3月 総合行政ネットワーク（LGWAN）への全市区町村接続完了

平成22（2010）年度 全都道府県・市町村がeLTAXに接続（電子申告）

平成25（2013）年5月 マイナンバー法制定によるマイナンバー制度の導入

・マイナンバー付番開始（平成27（2015）年10月）

・マイナンバーカード交付開始（平成28（2016）年1月）

・情報連携（情報提供ネットワークシステム・マイナポータル）の本格稼働（平成29（2017）年11月）

令和元（2019）年10月 全団体にeLTAXの電子納税開始

令和2（2020）年6月 第32次地方制度調査会答申で標準化法制定の提言

令和3（2021）年5月 デジタル改革関連法成立（デジタル庁設置法、個人情報保護法改正等）

令和3（2021）年9月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律施行

）

令和7年度末 ガバメントクラウドの稼働（標準化対象事務（20業務）の標準準拠システムへの移行）

地方行政のデジタル化関連法制の動向

1. マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））

(1) マイナンバーによる情報連携

マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報の連携を行うことにより、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）の提出省略を可能に

(2) マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載し、官民の様々な用途に利用可能。オンラインでの安全・確実な本人確認が可能に

(3) マイナポータル

① スマホやパソコン等から行政サービスの検索やオンライン申請・届出等が可能

② マイナンバーに対応して行政機関が保有する自己情報の取得等が可能。この自己情報の取得の機能について、民間でも利用できるようAPIで提供

2. デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号））

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）を改正したもの（令和元年12月施行）

(1) デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

デジタルファースト（個々の手続・サービスが一環してデジタルで完結する）、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則とする

(2) 行政手続のオンライン原則、添付書類の省略

法令に基づく申請等は、オンラインにより行うことができる規定を整備し、オンライン化実施を原則化（地方自治体の条例に基づく申請等は努力義務）行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備

3. 地方公共団体情報システム標準化法（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号））

地方公共団体の基幹業務システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求めるもの

4. 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第27号）により改正したもの（地方関係の規定は、令和5年4月1日施行）

団体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体がある等の指摘（いわゆる「2000個問題」）等の要請から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定。

5. その他

デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 等

- 人口減少・少子高齢化、DXやGXへの対応、SDGsの実現、過疎地域や離島など条件不利地域対策等の課題に地方は直面。
- 全国津々浦々の地域の課題に的確に対応し、公の使命として、**全国どこでも、活力ある多様な地域社会を実現**するには、**持続可能な地方行財政基盤の確立**を図ることが重要。このため、**必要な一般財源総額を確保**するとともに、以下の3つの柱に基づく取組を推進。

1. 地域におけるDXの推進

2. 地域で活躍する人材の充実・地域活性化

3. 安全・安心な暮らしの実現

1. 地域におけるDXの推進

自治体行政におけるDXの推進

- **住民目線に立った創意工夫によるフロントヤードの改革**（オンライン申請、ワンストップ窓口、マイナンバーカードの利活用等）を通じた**住民サービスの利便性の向上、効果的・効率的な行政事務の推進**。
- 創意工夫を要する業務等へのシフトによる**人的資源の最適配分**やデータドリブンの意思決定による**政策立案の向上**。

住民との接点（フロントヤード）の改革

オンライン申請の推進・強化

- ・ 転出届のオンライン化などマイナポータルの利活用拡大
- ・ 地方税の電子納付（eLTAX、統一QRコード）地方税以外の公金への拡大

多様な窓口の実現

- ・ 書かない窓口
- ・ リモート窓口
- ・ ワンストップ窓口

マイナンバーカードの利活用の推進

- ・ 救急業務の迅速化
- ・ 避難所受付における利用
- ・ 地域公共交通における利用

住民目線に立った
創意工夫による
行政サービスの充実・深化

対人業務

- きめ細やかな対応
- ✓ 相談窓口
- ✓ アウトリーチ

人的資源の
最適配分

創意工夫を
要する業務

- データドリブな行政経営
- ✓ 企画立案
- ✓ 意思決定

データ連携

- ✓ 独自施策アプリの共同利用や自治体間連携への環境整備

内部事務（バックヤード）

フロントヤード改革を支える内部事務のシステム整備

- ✓ 基幹業務システムの標準化・共通化
- ✓ AI・RPAの活用

各種データ等の収集

- ✓ 基幹業務のデータ
- ✓ 各種統計データ
- ✓ 各業務分野のデータ

抽出

統計データなど
様々なデータを
利活用した分析

- ✓ BIツール
- ✓ AI

地域社会におけるDXの推進

- 事業着手・計画策定から定着・浸透まで一気通貫の支援による**自治体への伴走型支援の強化**により、地域課題の解決に資する**ローカル5G等を活用したデジタル実装を全国的に展開**。

✓ 医療



マイナンバーカードを利用した医療・介護施設での患者データ確認、カードの共通診察券化（高知県宿毛市）

✓ 自動運転



高精細映像のリアルタイム伝送による自動運転バスの安全性向上（群馬県）

✓ ドローン



買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築（長野県伊那市）

✓ 保育

マイナンバーカードにより園児の登降園を管理（高知県宿毛市）

住民に密着した
様々な政策分野における
地域社会課題の解決



✓ 観光（自治体間連携）

多言語翻訳AIチャットボットを活用した外国人への情報発信強化（北海道蘭越町・ニセコ町・倶知安町）

✓ 郵便局

郵便局における地域MaaSの支援（群馬県前橋市）



自治体間連携や多様な主体との連携を促進

デジタル人材の確保・育成の推進

- 専門アドバイザーの派遣、都道府県による市町村支援の強化、民間企業と連携した伴走支援による**高度専門人材等の確保**
- **DX推進リーダー**（庁内の中核を担う職員）の**育成**

デジタルインフラ整備の推進

- **改訂版デジタル田園都市国家インフラ整備計画に基づきインフラ整備を促進**（光ファイバ・5G、データセンター/海底ケーブル等）
- **NTN**（非地上系ネットワーク）**関連技術等のBeyond5Gの研究開発**を新基金により加速化

コンセプト

① マイナンバーカードの活用で
住民との接点の多様化
・充実化 (オムニチャネル化※)

② 紙ではなくデータ対応

③ 庁舎空間は、
単なる手続きの場所から
多様な主体との協働の場へ

※リアルからオンラインまであらゆるチャネルを相互に融合し、境目なく運用すること

イメージ ~各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を~

A 自宅で



- ・来庁せずにオンラインで手続き完結
- ・来庁したい時も自宅で簡単予約

i 自宅で予約

ii スマホからオンライン申請



- ✓ 困った時はチャット (有人・ボット)で相談
- ✓ マイナンバーカードで本人確認



B 近場で

リモート窓口を活用し、
行政手続き(オンライン申請)をサポート
本庁職員とリモート相談も



郵便局



公民館

C 庁舎で



セルフ端末

集約化した
ワンストップ窓口

総合案内
予約システム

個別ブースで
丁寧な相談対応

住民スペースの拡大

住民が集う協働の場
行きたい場所へ

- ✓ 手続きのための記載台・専用カウンターを削減
- ✓ 業務の効率化・人的配置の最適化により、職員の時間を確保
- 相談・交流や企画立案などきめ細やかな対応へ



紙ではなくデータ対応
(対面でもタブレット活用)

データ処理のための バックヤードは集約化

処理状況をデータで見える化
・BIツールで分析

データに基づく改善
(データドリブンな行政運営)



各種ダッシュボード
(統計情報)

D 自治体と住民との接点の充実化

マイナンバーカードの更なる利活用シーンの拡大



- (例)・避難所受付における利用
- ・地域公共交通における利用

標準化法：「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（令和3年9月施行）

標準化法制定前

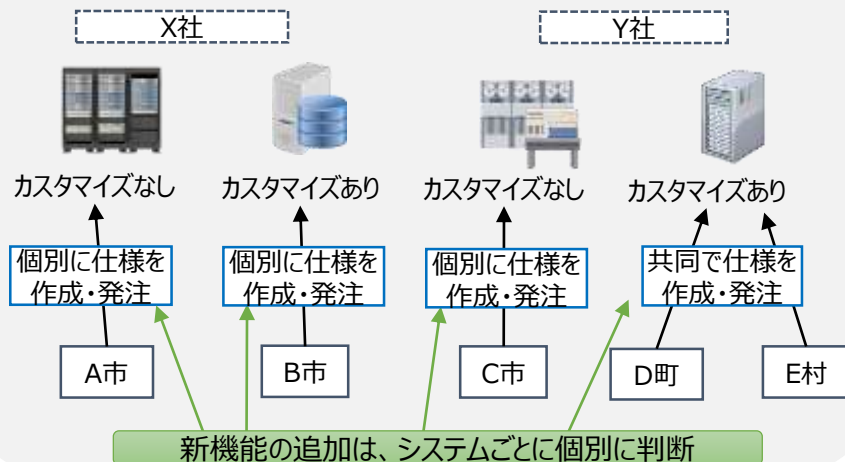
地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われている

- ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
- ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
- ・ 住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**

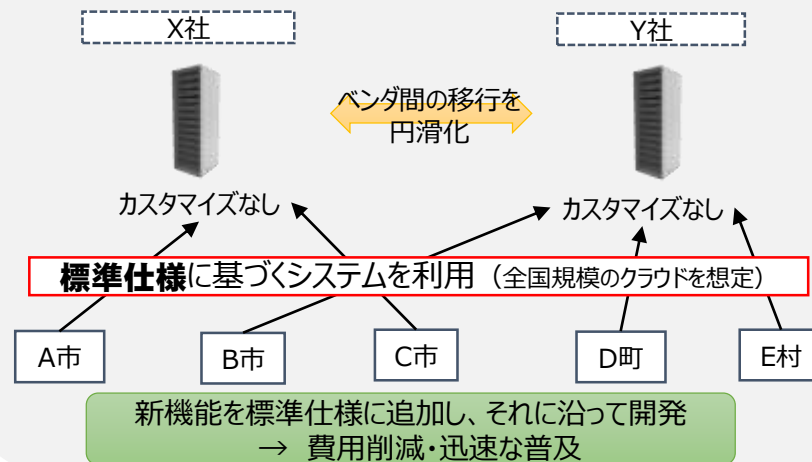
標準化法制定後

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**標準化の対象となる事務（※1）を特定**
- ・ 地方公共団体が標準化対象の事務処理に利用する**情報システムは、標準化のための基準に適合することが必要（※2）**
- ・ 標準化対象業務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象業務以外の事務を処理するために**必要な最小限度の追加等が可能**

<現状>



<標準化後>



※1 **20業務**（児童手当、子ども・子育て支援、住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当）

※2 令和7年度までに、基準に適合した情報システム（標準準拠システム）への円滑な移行を目指す

- 社会経済活動全般のデジタル化が進展する中においても、地方公共団体の**公金の収納事務や納付手段については、依然として書面・対面をベースとしており、非効率・高コスト**となっているとの指摘がなされている（規制改革推進会議等）。
- このため、公金収納事務のデジタル化を進め、納付手段のキャッシュレス化を拡大することにより、住民・事業者の利便性向上や地方公共団体・指定金融機関等における事務処理の効率化・合理化につながることを期待されている。

公金収納事務等を取り巻く環境の変化

- 地方公共団体の公金収納事務については、指定金融機関制度（S38～）に基づき、金融機関に取り扱わせているところ、**金融機関を取り巻く環境は、低金利の長期化や社会経済活動全般のデジタル化などにより大きく変化**。
- （例）インターネットバンキングの普及、手形・小切手の電子交換所の設立（手形・小切手の縮減）、内国為替制度運営費※の導入 等
- ※ 令和6年10月から、地方公共団体の公金に係る銀行間の為替取引について、これまで無料であった手数料負担が1件62円に変更。
- このような変化の中、**地方公共団体と指定金融機関等においては**、事務処理に要するコスト構造の「見える化」を通じた検証や、**経費負担の見直しに向けた検討**が行われている。

デジタル化・キャッシュレス化されていない場合

住民・事業者

- ✓ 納付手段が、現金、証紙、証券（為替証券等）、口座振替等に限られ、証紙等の購入、口座振替の申請等の書面・対面手続が必要。

指定金融機関等

- ✓ 窓口における対面での対応が多数発生。紙の領収済通知書を地方公共団体ごとに仕分けて送付するなどの事務が複雑。

地方公共団体

- ✓ 指定金融機関等から送付される紙の領収済通知書と口座への入金情報を突合・確認した上で、消込作業をするなど事務が複雑。

デジタル化・キャッシュレス化の効果

住民・事業者

- ✓ 自宅でクレジットカードやスマートフォンアプリにより決済することが可能となるなど、納付手段の多様化により利便性が向上。

指定金融機関等

- ✓ 窓口における対面での取扱件数の減や、紙の領収済通知書の仕分け・送付が不要となることなどにより、公金収納事務の効率化・合理化。

地方公共団体

- ✓ 納付情報や入金情報の電子的な処理により消込作業の効率向上することなどにより、公金収納事務の効率化・合理化。

地方公共団体のデジタル技術を活用した意思決定

- データ分析ツールやAIを含めたデジタル技術の活用により、地方公共団体においては、窓口業務の改善、地域の多様な意見の集約、道路管理や課税客体の把握といった業務の効率化、地域の多様な意見の集約等の取組が見られる。

データドリブンなフロント業務改革

対面で申請を受け付ける場合においても、いわゆる「書かない窓口」のためのシステム等を導入することで、**申請状況や処理状況を、自動でデータで把握することが可能**になり、それらの**状況の集計・分析により、フロント業務の改革・改善を実施**。〈神奈川県川崎市〉



【参考】ある申請に係る申請区分や処理時間のダッシュボード

市民参加型合意形成プラットフォーム

市民参加のためのデジタルプラットフォーム（オープンソースのソフトウェア）を活用して、**オンラインで多様な市民の意見を集め、双方向で議論し、政策に結びつけていく取組**。〈兵庫県加古川市〉



▼政策提言やアイデアに対し、市役所も市民もコメントや「いいね」ボタンを押すことが可能

▲市が設定したテーマが表示

【参考】加古川市市民参加型合意形成プラットフォームの画面

AIによる道路管理

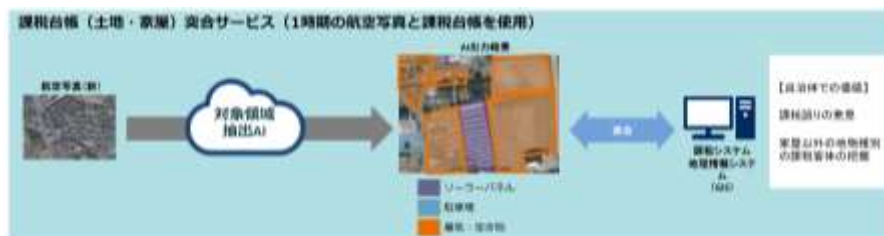
市町村の専門職員が行っていた**道路の損傷判定結果を機械学習することにより、画像から路面の損傷程度をAIが自動分類**。
〈千葉県ほか〉

【参考】機械学習による道路損傷の自動抽出



航空写真 AI 解析による課税客体の把握

固定資産税における航空写真による課税客体の把握作業について、**航空写真AI解析ソリューションを構築・活用することにより、職員による異動識別作業の負担軽減・現地作業体制の強化を実現**。
〈群馬県高崎市〉



【参考】航空写真AI解析ソリューションの概要（抜粋）

(1)共通基盤・共通機能の名称		住基ネット	LGWAN	マイナンバー 関連システム (付番、情報提供ネット ワークシステム、マイナ ポータル等)	VRS	〔ガバメント クラウド〕
(2)利用する地方公共団体の事務		本人確認情報の 提供等	地方公共団体 間・地方公共団 体と国との通信	マイナンバー関係 事務	新型コロナ ワクチン接種 記録	標準化対象 事務
(3)提供主体		地方共同 (JLIS)	地方共同 (JLIS)	国・地方	国	国 (予定)
(4) 提供する 機能等	A.ソフトウェアレベル ※地方公共団体が直接利用す るアプリケーションを提供	—	—	△ 一部提供	○ 提供	—
	B.プラットフォームレベル ※地方公共団体のシステムが 利用するアプリケーションの部 品を提供	△ 一部提供	△ 一部提供	○ 提供	○ 提供	△ 一部提供
	C.インフラレベル ※地方公共団体のシステムが利用 するサーバ等のインフラを提供	○ 提供	○ 提供	○ 提供	○ 提供	○ 提供

- 行政イントラネットや電子申請システム、校務支援システムについては、**都道府県・市町村に共通して同様の機能が必要なもの**もあり、個別自治体が単独でシステムを構築することは負担である等の理由から、**都道府県・市町村間で共同利用**する事例や**都道府県内の市町村間で共同利用**する事例が見られる。

鳥取県自治体ICT共同化推進協議会

- 平成27年5月、鳥取県と県内市町村が「鳥取県自治体ICT共同化推進協議会」を任意協議会として設立（平成28年4月連携協約締結）
- 行政イントラ、電子申請など**県も導入し得るものについて、県が県内市町村から事務委託を受けて調達することで、調達コストを削減**



※GaroonHPより抜粋

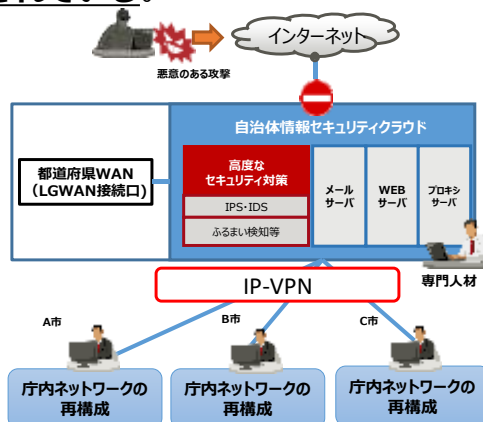
- 「とっとり行政イントラ」は、同協議会が県内全自治体間を繋ぐ新たな情報共有基盤を、LGWAN-ASP(※)として構築し、平成29年2月に運用開始

- そのほか、以下の取組も実施
 - ・情報セキュリティに係る脅威に対する適切な対策
 - ・行政職員におけるICT分野の人材育成

※LGWAN-ASP：自治体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワークであるLGWAN上で民間企業などが地方自治体に対して提供するサービス

自治体情報セキュリティクラウド

- 「自治体情報セキュリティクラウド」は、都道府県と市区町村が協力してインターネットの接続口を集約して監視する等により、悪意のある攻撃に対するセキュリティを確保した上で、以下の機能を備えたクラウドサービス
 - ① インターネットの参照
 - ② インターネットメールの利用
 - ③ ホームページの公開
 - ④ LGWAN接続口通信機器のログ解析
- **インシデント発生時の初動対応の支援や人員派遣の観点等から、都道府県単位で導入されている。**



統合型校務支援システム

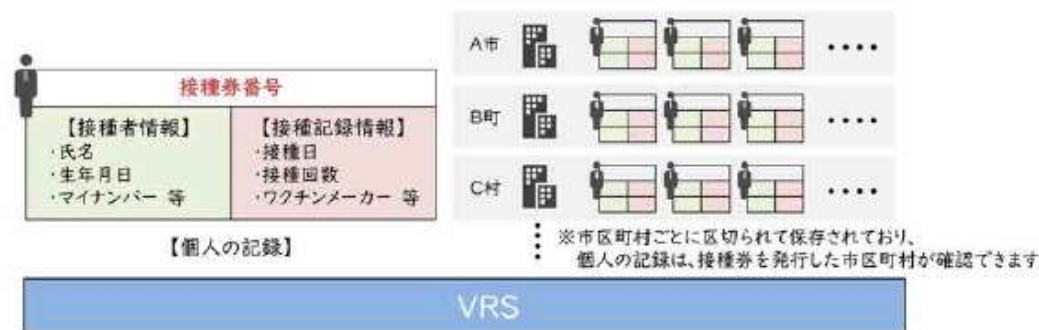
- 統合型校務支援システムは、公立小学校・中学校・高等学校等における教務系（成績処理、出欠管理等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）などの校務を統合して機能を有しているシステム
- 学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有が可能
- **小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえ、教員の業務負担軽減に向けて、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入が進んでいる。**

【参考】北海道：クラウドの共同利用により平成29年までに道内で順次導入

- ・小規模自治体でもクラウド型のシステムを比較的安価で導入可能
- ・市町村単独導入と比較して短期間でシステム導入が可能
- ・県費負担教職員の人事異動情報は道教委が反映
- ・全道の校務標準化により、さらに負担軽減（異動時も新たなシステムを覚える必要がない）

- VRSとは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、個人の接種状況を記録するシステムでデジタル庁が提供（2021年4月より運用）。円滑かつ迅速なワクチン接種のため、国が整備。政府が公表している統計情報ダッシュボードや、新型コロナワクチン接種証明書アプリのデータとして活用。
- 国が提供するVRSを地方公共団体が利用するにあたっては、国が定める利用規約に同意することを必ず求めており、利用規約には、国と地方公共団体の責任分界点や個人情報の管理について定めている。

システム概要



- 1) 市区町村が接種者情報を登録
- 2) 接種後に、市区町村・医療機関・企業等が接種券を読み取り
- 3) 接種記録の統計情報を確認



出典) いま知ってほしい ワクチン接種記録システム(内閣官房情報通信(IT)総合戦略室 2021年6月)

利用規約



○新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（令和4年7月1日）
(抄)

- 第1条 目的
- 第2条 各主体の契約又は規約上の関係
- 第3条 特定個人情報等の取扱いについて
- 第4条 VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報
- 第5条 VRSにおいて管理する情報の管理方法
- 第6条 デジタル庁の責任
- 第7条 情報到達の責任分界点
- 第8条 通信経路の責任分界点
- 第9条 市区町村の責任
- 第10条 緊急時の措置
- 第11条 その他

- VRSを地方公共団体が利用するに当たり、デジタル庁（令和3年8月31日以前は、内閣官房情報通信技術総合戦略室）が作成する利用規約として、「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」（作成：令和3年3月22日付、最終更新：令和4年7月1日）に同意。

- 「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」（令和4年7月1日） 抄

（VRSの機能及び VRSにおいて管理する情報）

第4条 VRSの機能は「ワクチン接種記録システム (VRS: Vaccination Record System)への御協力をお願い」（令和3年3月5日付内閣官房 IT 総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3月5日事務連絡」という。）2①から⑥までに示されたもの及び接種証明書の発行機能（電子交付機能・コンビニ交付関連機能を含む。）とし、変更がある場合にはデジタル庁が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。

2 VRSの接種証明書の発行機能（電子交付機能・コンビニ交付関連機能を含む。）により発行する接種証明書は、その接種証明書に記載する接種記録を管理する市区町村を発行者とする証明書として発行するものとします。

3 市区町村は、VRSの機能の利用にあたり、3月5日事務連絡別紙1-2に示す項目その他デジタル庁が示す情報を、VRSにおいて論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。

4 **市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を国（デジタル庁に限らない）又は都道府県に提供することについて、自動で行うことができるVRSの機能を利用することができるものとします。**

5 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。

6 VRSにおいて管理する特定個人情報等について、**国又は都道府県は第4項に規定する統計情報のみを利用ことができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。**

（VRSにおいて管理する情報の管理方法）

第5条 **市区町村は、VRSにおいて、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとします。**

2 VRSの機能において前項の行為が行うことができない場合、市区町村は、デジタル庁に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、デジタル庁は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。

3 市区町村は、VRSにおいて管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。

- 令和7年度までに、全ての地方公共団体が標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）へ円滑に移行することができるよう、各団体における標準化・共通化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、情報システムの標準化・共通化のために必要な助言や情報提供等を行い、もって、標準化・共通化の取組の加速化・円滑化を図る。

<参考> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号） 抄

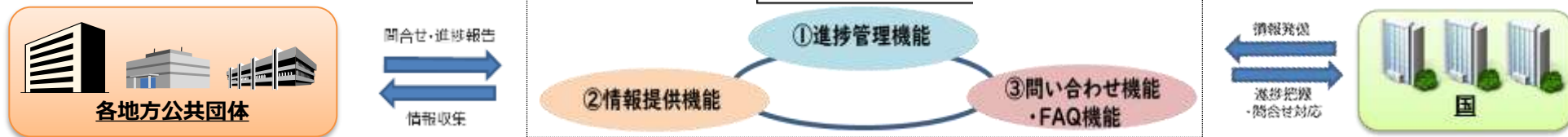
（国の措置等）

第九条（略）

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、市町村（特別区を含む。）に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【標準化PMOイメージ】



①進捗管理機能

標準化に係る進捗について、標準化対象の**20業務ごとに40のステップ**に分け、各地方公共団体が状況を毎月報告。



標準化に係る進捗状況について、**グラフや数字等により一目で状況を把握**できるよう工夫。市町村単位や都道府県単位で進捗状況の確認が可能。

②情報提供機能



国における標準化に係る基本方針や各種標準仕様書、その検討状況等について、当該ツールから**一元的に情報提供**。

③問い合わせ機能・FAQ機能



標準化に係る質疑や課題の報告等について、当該ツールから**一元的に問合せ**可能。頻出する問合せ等については、FAQとして取りまとめ、共有。

- 標準化PMOツールを地方公共団体が利用するに当たり、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る進捗状況の把握等について（通知）」（令和4年5月31日）により、地方公共団体が進捗状況の把握等に関し取り組むべき事項を整理。

- 「地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る進捗状況の把握等について（通知）」（令和4年5月31日付け総行デ第27号） 抄

- I 市区町村において取り組むべき事項

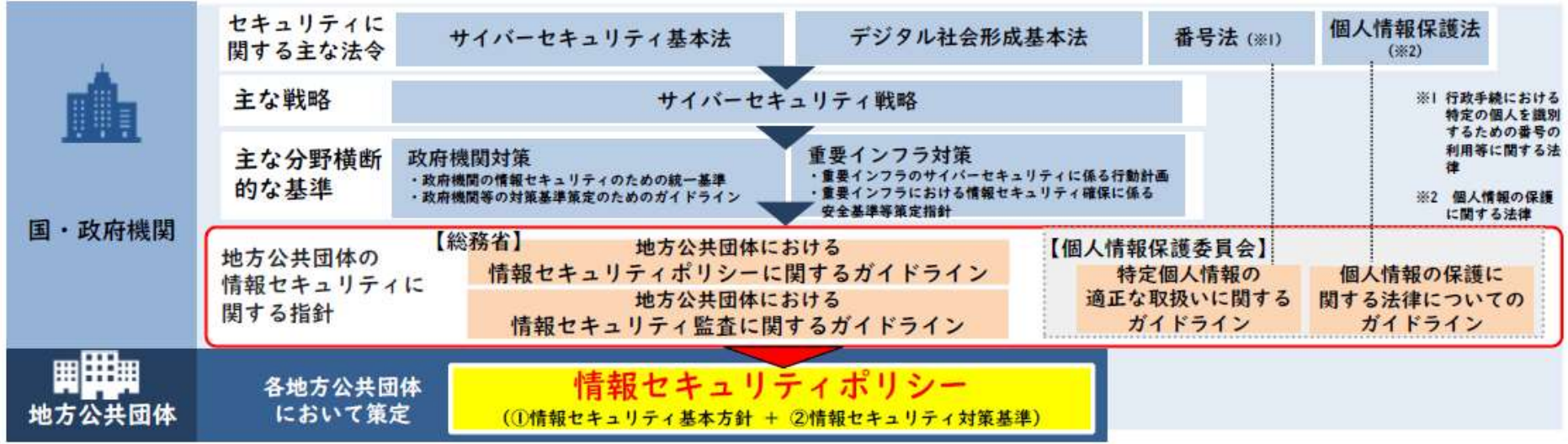
別紙1の報告要領に基づき、標準化PMOツールにおいて以下の1～3について取り組むこと。

1. 標準化に向けた取組の進捗状況の報告等について**市区町村においては、標準化に向けた取組の進捗状況を報告すること。また、標準化PMOツールでは、全団体の進捗状況を確認することができる**ことから、必要に応じ参照の上、標準化の進捗管理の参考とすること。
2. 標準化に向けた取組に係る質疑等について標準化PMOツールでは、**市区町村において、標準化に向けた取組を進める際に生じた疑義や課題等の報告ができる**ことから、進捗管理に当たって当該機能を活用すること。
3. 標準化に向けた取組に係る情報提供について**標準化PMOツールでは、デジタル庁及び関係府省等が提示する標準化に向けた取組に係る情報等を提供することとしている**ことから、当該機能を活用して、適宜情報収集を行うこと。

- II 都道府県において取り組むべき事項

別紙2の報告要領に基づき、標準化PMOツールにおいて以下の1～3について取り組むこと。

1. 管内市区町村における標準化に向けた取組の進捗状況の把握等について**都道府県においては、管内市区町村が報告した進捗状況を把握するとともに、相対的に進捗が遅れていると思われる団体等へ適宜聞き取りや助言等を行い、必要に応じて遅延の要因や課題等について国へ共有すること。また、標準化PMOツールでは、全団体の進捗状況を確認することができる**ことから、必要に応じ参照の上、標準化の進捗管理の参考とすること。
2. 標準化に向けた取組に係る質疑等について**都道府県においては、市区町村から疑義や課題等の報告があった場合には、可能な限り速やかに回答**すること。なお、疑義の内容等が都道府県において回答できない場合には、標準化PMOツールのヘルプデスクへその旨を報告すること。
3. 標準化に向けた取組に係る情報提供について**標準化PMOツールでは、デジタル庁及び関係府省等が提示する標準化に向けた取組に係る情報等を提供することとしている**ことから、当該機能を活用して、適宜情報収集を行うこと。



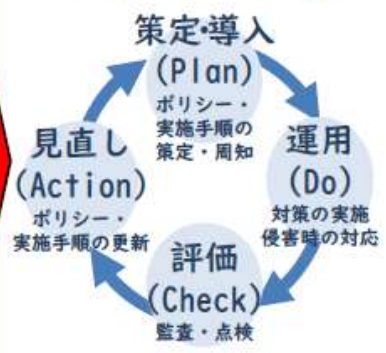
①情報セキュリティ基本方針の主な記載事項 (例)

項目	主な内容
目的	地方公共団体が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を策定
定義	基本方針で使用する文言の定義
対象とする脅威	不正アクセス、サイバー攻撃、委託先管理の不備等の脅威を例示
適用範囲	基本方針を適用する部局、対象の情報資産
職員等の遵守義務	情報セキュリティの重要性について認識、ポリシーを遵守
情報セキュリティ対策	脅威から情報資産を保護するための対策
情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するための監査及び自己点検の実施
情報セキュリティポリシーの見直し	情報セキュリティの新たに対策が必要になった場合の情報セキュリティポリシーの見直しの必要性
情報セキュリティ対策基準の策定	基本方針に基づく具体的な遵守事項及び判断基準等を策定
情報セキュリティ実施手順の策定	対策基準に基づく具体的な手順等を策定

②情報セキュリティ対策基準の主な記載事項 (例)

項目	主な内容 ※ガイドラインより抜粋して作成
組織体制	最高情報セキュリティ責任者等の設置
情報資産の分類と管理	機密性・完全性・可用性による分類、情報資産の管理責任・利用・保管・廃棄等
情報システム全体の強靱性の向上	マイナンバー利用事務系の領域分離、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割
物理的セキュリティ	サーバ等の管理(例：機器設置、冗長化、保守、廃棄)、管理区域、通信回線、端末・記録媒体等の管理
人的セキュリティ	職員の遵守事項、研修・訓練、インシデントの報告、ID・PW等の管理
技術的セキュリティ	コンピュータ等の管理(例：ログの管理、管理記録、バックアップの実施、無許可ソフトの禁止)、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策、セキュリティ情報収集
運用	情報システムの監視、セキュリティポリシーの遵守状況の確認、侵害時の対応等、例外措置、法令遵守、懲戒処分等
業務委託と外部サービスの利用	業務委託(例：選定基準、契約項目、確認・措置等)、外部サービスの利用(例：選定基準、利用承認)
評価・見直し	監査(例：実施方法、委託事業者の監査)、自己点検、セキュリティポリシー・規程等の見直し

情報セキュリティポリシーに基づくマネジメント(PDCA)



地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進

- 情報システムの標準化・共通化の対応を含め、自治体DX推進計画の計画期間が令和7年度までとされているなど、地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題。
- デジタル化の取組を進める上では、地方公共団体のデジタル人材確保が必要だが、市町村を中心にデジタル人材確保が進んでいない団体も多く、今後、外部からのデジタル人材の確保、庁内の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成が必要。
- こうした中、都道府県がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援する取組や各地方公共団体で中核を担う職員を指定し集中的に育成する取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

①② 地方公共団体におけるデジタル人材の確保 (1)・育成 (2) に関する地方財政措置の創設

【対象経費】

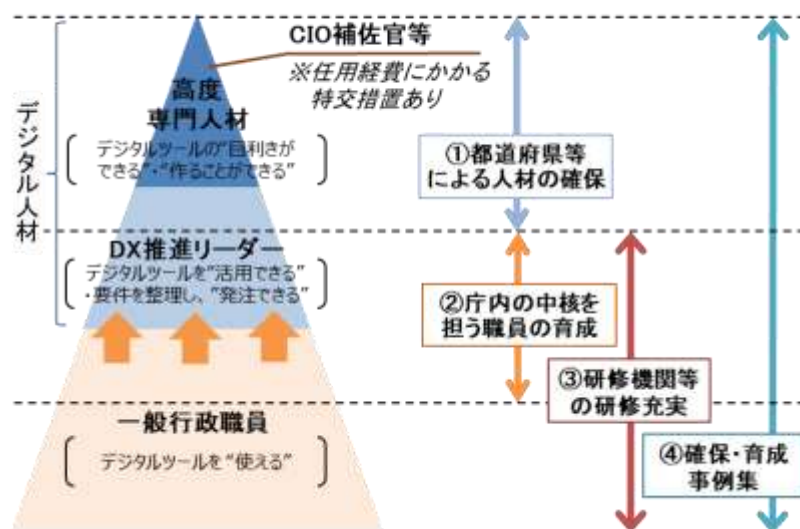
- ① 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費等
※ これらの経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合には当該負担金を含む。
- ② 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に係る経費（研修に要する経費、民間講座の受講料等）

【事業期間】 令和7年度まで（自治体DX推進計画の計画期間と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.7）

※ 併せて、市町村が外部のデジタル人材をCIO補佐官等として任用する際の経費に係る特別交付税措置を拡充（措置率0.5→0.7）

<デジタル人材の確保・育成の全体像(イメージ)>



③ 地方公共団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣等

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに、地方公共団体におけるDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するとともに、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）・自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおける地方公共団体職員向けの研修を充実。

④ その他の地方公共団体向け支援策

「自治体DX推進手順書 参考事例集」をバージョンアップし、「人材確保・育成 参考事例集」等を新たに作成することで、先進団体における人材確保・育成に係る参考事例を横展開。